



# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和元年度 第4号

(2020年2月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

## 「職場体験講習」受入登録の更新をお願いします！

「ジョブカフェこうち」では、県内の事業所に就職を希望する求職者のミスマッチのない就職を支援するため、実際の職場で短期間(最大5日間)仕事を体験する「職場体験講習」を実施しています。

### 登録期間の更新手続きをお願いします

令和2年4月以降、講習制度の見直しに伴い、職場体験講習受入事業所の登録を更新させていただくこととなりました。

令和2年4月1日以降、「職場体験講習」を利用される場合は、担当コーディネーター等を通じて、改めて手続きをお願いします。

詳しくは、下記までお問合せください。

### 就職氷河期世代の積極的な受入れをお願いします

今後、就職氷河期世代の活躍に向けた支援を強化してまいりますので、就職氷河期世代の積極的な受入れについてご協力をお願いします。



【お問合せ】 ジョブカフェこうち 職場体験講習担当コーディネーター

URL <https://www.jobcafe-kochi.jp/> E-mail: [info@jobcafe-kochi.jp](mailto:info@jobcafe-kochi.jp)

〒780-0841 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル1F・2F Tel 088-802-1533

ハローワークジョブセンターはりまやで実施している「企業体験講習」についても同様に手続きをお願いします。

【お問合せ】 ハローワークジョブセンターはりまや 企業体験講習担当コーディネーター Tel 088-885-5835



## 高知県ワークライフバランス推進認証企業の皆様、 認証を取得したらこんなことができます！

認証企業向けのメリットを複数ご用意しています。是非ご活用ください！



### シンボルマークを活用できます！

昨年12月より新しいシンボルマークになりました。代表マーク、ミニマークのほか、部門別のマークがあります。企業のHPや、就職相談会などのイベントでシンボルマークを使ってPRすることができます。

※シンボルマークのデータ送付をご希望の場合は、県雇用労働政策課(TEL: 088-823-9762)までご連絡ください。



### ハローワーク求人票に認証企業であることを表示できます！

求人票の備考欄に「高知県ワークライフバランス推進認証企業(〇〇部門)」等の表示をすることができます。

※文字数の制限があり、他に優先して記載すべき項目がある等の事情により、記載できない場合があります。



### 県の建設工事の入札参加資格審査評価点への加点があります！

地域点における評価点が20点加算されます。



### 認証企業の従業員に向けた個人ローンの金利優遇制度があります！

四国銀行では、マイカーローンや目的ローンなど、高知銀行では住宅ローンやフリーローンなどで、金利の優遇措置を受けられます。※手続きについては各銀行窓口へお問合せください。



### 認証企業を対象とした融資や金利優遇制度があります！

商工中金高知支店では、設備資金や運転資金についての認証企業向け融資があり、金利の優遇措置を受けられます。

# 高知県内の事業者の皆様！

## 災害・事故に備えて

### 事業継続計画 (BCP) の策定を！

# BCP

事業継続計画 (BCP) とは

災害や事故の際に、あなたの会社の事業を中断させないための計画です。

高知県内で甚大な被害を及ぼす災害や事故等が発生した場合、多くの県内の事業者や地域経済全体がその影響を受けることが想定されています。

まずは「事業継続」によって、各事業者が自社を守ることが対策の第一歩です。

商工政策課では、皆様の事業継続計画 (BCP) の策定支援を行っておりますので、是非お問合せください。

#### 【お問合せ】

高知県商工労働部商工政策課事業推進担当

高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL : 088-823-9692 FAX : 088-823-9261

E-mail : 151401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 令和2年度 前期技能検定試験

機械加工、防水施工など 37 職種の技能取得レベルを評価する国家検定試験です。

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、学生や 35 歳未満の方が技能検定を受ける際の技能検定受検手数料 (実技試験) を一部減免しています。対象や受検手数料などの詳細は、お問い合わせください。

**受付期間** 令和2年4月6日(月)～4月17日(金)

**受検手数料** 実技 18,200円以内、学科一律 3,100円

**出願方法** 持参、郵送 (消印有効)

**提出書類** 受検申請書に本人確認書類 (写し)、受検手数料を添えて提出



#### 【お問合せ・提出先】

高知県職業能力開発協会

高知市布師田 3992-4

高知県立地域職業訓練センター内

TEL 088-846-2300

FAX 088-846-2302

## 労務改善 Q&A

### Q

最近社内でも労働組合が結成され、当社創業以来初めて団体交渉の申入れがありました。双方の主張には相当に隔たりがあり、団体交渉は平行線をたどることが予想されます。

団体交渉に当たっては、誠実に交渉する義務があると聞いたのですが、労働組合の要求を受け入れたり、譲歩することが求められるのでしょうか。

### A

まずは、合意形成に向けて誠実に交渉することが求められます。

使用者は、自らの主張を相手方が理解し、納得することを目指して、誠意をもって交渉に当たらなければなりません。使用者には、労働組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなど誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索する義務があります。したがって、誠実な説明をしないまま合理性が疑われる回答に固執するといった場合は、この誠実交渉義務に反することになります。

他方、労働組合の要求や主張を受け入れたり、それに対し譲歩をしたりする義務までではないので、十分な議論を経ても双方の主張が対立したままで意見の一致を見ずに交渉が打ち切りとなる場合は、誠実交渉義務の違反とはなりません。

なお、労働問題は、労使双方の努力により自主的に解決が図られることが第一ですが、交渉が行き詰まった場合には、第三者の関与により解決を図る方法もあります。例えば、労働委員会のあっせん制度では、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者が労使双方の主張を調整し、整理することにより、交渉の行き詰まりを解決し、組合との信頼関係を構築することが期待できますので、利用を検討してみてもいいでしょうか。

## 高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645



©eriko takezaki